

～誰一人取り残さない日本を目指して～

第1 無戸籍者問題

離婚の前後に出生した子について、夫の他に血縁上の父が存在するなど、様々な理由から、母親が出生届を提出せず、無戸籍の状態の子が存在し、教育、就職、社会保障の受給など、社会生活に困難が生じている。子の基本的人権を第一に考え、予防・発見・解消の3つの視点から対策を講じなければならない。自由民主党としては、断固たる決意で無戸籍者ゼロを必ず実現していく。

○ 無戸籍者を発生させないための制度の検討

現行の嫡出推定制度が制定された明治期からの社会情勢の変化等を踏まえ、例えば、嫡出否認の訴えの提訴権者を子又はその母にも拡大するなど、嫡出推定制度に関して考えられる見直しの方向性を速やかに検討して示すことを政府に求める。

○ 無戸籍者の発見・解消のための取組の推進

- ・ 出生前後や就学前後等のライフステージに応じ、無戸籍状態を解消するための啓発・広報や行政による情報収集を強化する。
- ・ 市区町村等の窓口職員が当事者のプライバシーや心情に十分配慮した対応を行い、さらに、法務局が市区町村や他の行政機関と連携して無戸籍解消に至るまで一貫して同行・支援するなど、当事者の負担軽減を図るとともに、これを担う法務局等の体制を強化する。

第2 性犯罪への対応

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しくかつ長期間にわたり侵害する犯罪であり、被害者支援の強化が必要である。また、幼少期に被害に遭った場合の影響は特に甚大であり、事情聴取の在り方等には十分な配慮が必要である。

○ 性犯罪対応のための体制、及び被害者保護・支援の現場の運用等の強化

- ・ 被害直後から精神と身体のケアを含めた総合的な支援を行う「ワンストップ支援センター」を地域格差なく全国に設置するとともに、被害者対応等を担当する職員を増強する。
- ・ 学校現場等において、性・性犯罪に関する知識の教育や被害に遭った場合の相談体制等の周知を進めるとともに、教職員やスポーツなどの指導員が加害者である性被害について、スクールカウンセラーの配置の充実や教職員等に対する処分の適正化等の対策を講じる。
- ・ 発達障害者支援法の改正等も踏まえ、障がい者について、その特性に応じた支援・教育を行うなどの性被害防止策を検討する。
- ・ 起訴状等における氏名秘匿の措置を含め、刑事手続等において被害者の負担軽減に資する方策の検討を更に行う。

- 性的虐待等を受けた子どもの視点に立った聴取体制（多機関連携）の推進
 - ・子どもが繰り返し事情を聞かれることを防ぐため、児童相談所、警察、検察が連携し、代表者が聴取を行うなどの多機関連携を更に促進するとともに、多機関連携における調整等を担当する職員を増強し、支援や捜査に関わる者の総合的な対応能力を高める研修を充実させる。
 - ・被害者となった子どもが調査・捜査の過程で安心して話ができるような施設環境の整備など、聴取の場所や方法の検討も含め、多機関連携等の在り方を幅広く検討する。
- 3年後検討に向けた調査研究の的確な実施

先般の刑法改正時の附則で求められている、いわゆる3年後検討に向けて、被害者に配慮した適切な方法で調査（暗数調査を含む）を行い、多角的に豊富な資料と事実を収集する。

第3 成年後見制度

現行制度の運用は、財産保全が過度に重視され、成年被後見人の利益や生活の質のために財産を積極的に利用するという視点が乏しい。また、成年後見人の監督を行うべき裁判所は、福祉等に関する知見が十分とは言い難く、制度利用者の増加をも考慮すると、監督の在り方を検討する必要がある。

- 成年被後見人の目線に立った制度の在り方の検討

成年被後見人の意思決定の支援の在り方についての指針の策定を進めるとともに、成年被後見人の意思、心身の状況及び生活状況等を踏まえた制度運用を可能とする地域の支援体制の構築を進める。
- 成年後見人の監督に関する検討

家庭裁判所が担っている成年後見人の選任・解任・監督のうち、監督機能を分離し、例えば、市町村や専門職後見人団体との連携が容易な法務局に担わせるなどの方策も含めて、成年後見人の監督の在り方について早急に検討を進める。

[国際化に対応した法務行政推進PT]

第4 在留管理基盤の強化

増加する在留外国人の在留管理を的確に行うためには、法務省入国管理局において、在留外国人に係る就労状況等の各種情報を一元的に把握し、これを活用・分析して対処に繋げるといった在留管理基盤の強化が必要である。

- 在留外国人等の就労状況等に関する正確かつ確実な把握

在留外国人等の就労や所得等に関する情報について、法務省が関係省庁等と連携して把握できる仕組みを構築し、その際、マイナンバーや在留カード番号等の各種識別番号の活用を検討する。

○ 外国人に対する法的義務の履行等の促進

在留外国人の納税義務や社会保険への加入義務等の履行状況についての情報共有の在り方、義務不履行者への在留審査上の取扱い等について検討する。

○ 永住者等に対する在留管理の徹底

永住許可後の安定的な生活の維持を確認するため、永住者の就労状況等を法務省が把握する仕組みを検討する。また、配偶者の身分で在留する外国人の離婚等に係る情報を法務省が市区町村等から取得する仕組みを検討する。

○ 在留管理インテリジェンス・センター（仮称）の設置の検討

第5 法制度整備支援

世界経済がアジア中心に移行する中で、相手国の主体性を尊重した「寄添い型」の法制度整備支援を実施するにあたり、一層のスピード感を持って民商事分野や刑事司法分野における支援を推進し、さらに、新しい地域や分野をも視野に入れた国際協力についても検討を進めるべきである。

○ 法制度整備支援を支える人材の育成・キャリアパスの構築

国連等の国際機関や在外公館への人材派遣を推進するとともに、JICA等の関係機関との人事交流等を通じて、国際司法人材を育成する。

○ 長期的な視野に立った戦略の策定

相手国のニーズを十分に把握し、長期的な視野に立った全体的な戦略及び国ごとの目標を策定し、重点分野へのリソースの効果的活用を図る。

○ 法制度整備支援の一層の推進のための情報インフラ整備

基本法や経済関係法等の日本法令の英訳整備の加速、判例の英語データベース化などの情報インフラを整備する。

第6 国際仲裁

我が国における国際仲裁を活性化することは、我が国の司法インフラ及びビジネス環境に対する信頼を高め、海外からの投資を呼び込むとともに、日本企業にとっても、ホームグラウンドによる紛争解決の余地が広がり、海外進出の促進にも資する。

○ アジアの中核的な国際仲裁センターの整備

我が国の国際ビジネス拠点としての「地の利」と中立かつ公平な優れた司法制度を有しているという利点を活かし、ハード面においても海外の仲裁機関に見劣りしない国際仲裁センター（国際仲裁専門施設）を整備する。

○ 国際仲裁に係る人材育成

他国の仲裁機関に我が国の法曹人材を派遣し、人材育成の在り方について調査・研究を行うとともに、著名な仲裁実務家を招致するための方策や他国の仲裁機関との連携・協力の在り方について検討を進める。

（以 上）